

令和7年第1回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和7年3月14日（金）			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 （ 開 議 ）	3月14日 午前9時00分宣告（第4日）			
応 招 議 員	1番	多 田 陽 子	2番	山 岸 美 登 利
	3番	志 治 市 義	4番	石 原 裕 介
	5番	飯 田 雅 広	6番	板 倉 浩 幸
	7番	三 浦 知 将	8番	吉 田 正 昭
	9番	(欠 員)	10番	富 田 さ と み
	11番	伊 藤 俊 一	12番	水 野 智 見
	13番	安 藤 洋 一	14番	佐 藤 茂
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常特別勤職	町長	横江 淳一	副町長	加藤 正人
	政推進策室	室長	小島 昌己		
	総務部	次長兼 税務課長	鈴木 孝治	総務課長	藤下 真人
	民生部	部長	不破 生美	次長兼 環境課長	石原 己樹
		保険医療 課長	後藤 雅幸	介護支援 課長	松井智恵子
		こども 福祉課長	飯田 陽亮		
	産建設業部	部長	肥尾建一郎	土木 農政課長	東方 俊樹
	会計管理室	会計管理 者兼会計 管理室長	服部 幸太		
	上下水道部	部長	伊藤 和光	下水道 課長	北條 寿文
	消防本部	消防長	竹内 豊	総務課長	三谷 克利
教育委員会 教育事務局	教育長	服部 英生	教育 部長	舘林 久美	
	給食セン ター所長	浅井 修	教育課長	兼岩 英樹	
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議事 務会 局	局長	萩野 み代	書記	荒木 慎介
議事日程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

- 日程第1 発議第1号 蟹江町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第2 発議第2号 蟹江町議会会議規則の一部改正について
- 日程第3 発議第3号 蟹江町議会の個人情報保護に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第25号 蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第5 議案第5号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第6号 蟹江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び蟹江町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第7号 蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第8 議案第8号 蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第9 議案第9号 蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第10 議案第10号 蟹江町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第11 総務民生常任委員会所管事務調査報告
- 日程第12 議案第11号 蟹江町道路占用料条例及び蟹江町公共物管理条例の一部改正について
- 日程第13 議案第12号 蟹江町非常勤消防団員に係る退職報償の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第14 防災建設常任委員会所管事務調査報告
- 日程第15 議案第1号 令和6年度蟹江町一般会計補正予算（第11号）
- 日程第16 議案第2号 令和6年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第17 議案第3号 令和6年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第4号）
- 日程第18 議案第4号 令和6年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第13号 舟入斎苑改修工事請負契約締結について
- 日程第20 議案第14号 舟入斎苑排ガス対策工事請負契約締結について
- 日程第21 議案第15号 教科書改訂による教師用教科書・指導書・教材購入契約の締結について
- 日程第22 議案第16号 蟹江町と名古屋市との間の消防通信指令に関する事務の委託に関する規約の制定について
- 日程第23 議案第17号 令和7年度蟹江町一般会計予算
- 日程第24 議案第18号 令和7年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算

- 日程第25 議案第19号 令和7年度蟹江町土地取得特別会計予算
- 日程第26 議案第20号 令和7年度蟹江町介護保険管理特別会計予算
- 日程第27 議案第21号 令和7年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算
- 日程第28 議案第22号 令和7年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 日程第29 議案第23号 令和7年度蟹江町水道事業会計予算
- 日程第30 議案第24号 令和7年度蟹江町下水道事業会計予算
- 日程第31 発議第4号 刑事訴訟法における再審に関する規定の改正を求める意見書の提出について
- 日程第32 発議第5号 人権保障を担う保育・障害・介護職場で働く職員自身の人権が守られ、働き続けられる福祉職場にするために、賃金の引き上げと職員増員のための財政措置を求める意見書の提出について
- 日程第33 発議第6号 性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書の提出について
- 日程第34 閉会中の所管事務調査及び審査について
- 追加日程第35 発議第1号 蟹江町議会委員会条例の一部改正について
- 追加日程第36 発議第2号 蟹江町議会会議規則の一部改正について
- 追加日程第37 発議第3号 蟹江町議会の個人情報保護に関する条例の一部改正について
- 追加日程第38 議案第25号 蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 追加日程第39 議案第26号 令和7年度蟹江町一般会計補正予算（第1号）

○議長 水野智見君

おはようございます。

定刻までにご参集いただき、ありがとうございます。

本日は、令和7年第1回蟹江町議会定例会最終日です。皆さん、ご協力のほどよろしくお願ひします。

議員のタブレット及び理事者の皆さんのお手元に議事日程と発議第1号から第3号までの議会関係例規に関する議案及び発議第4号から第6号までの意見書提出議案、総務民生・防災建設の各常任委員会の審査報告書、総務民生・防災建設の各常任委員会の所管事務調査報告書を配付してあります。

議員の皆さんにお願いがあります。本日、申請に基づき、出席議員へタブレットの持ち込みを許可しています。利用される議員の皆さんは、傍聴者の方々に誤解を与えない利用形態で使用していただきますようお願いいたします。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

○議長 水野智見君

日程第1 発議第1号「蟹江町議会委員会条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤茂君、ご登壇ください。

(14番議員登壇)

○14番 佐藤 茂君

それでは、皆さん、改めておはようございます。

それでは、ご提案申し上げます。

発議第1号「蟹江町議会委員会条例の一部改正について」。

蟹江町議会委員会条例の一部改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年3月14日提出。

提出者、蟹江町議会議員、佐藤茂。

賛成者、安藤洋一、同、山岸美登利、同、吉田正昭、同、飯田雅広、同、板倉浩幸、同、伊藤俊一。

蟹江町議会委員会条例の一部を改正する条例。

蟹江町議会委員会条例（昭和62年蟹江町条例第10号）の一部を次のように改正する。

本文については、後ほどお目通しをいただきたいと思ひます。

それでは、2ページをお願いいたします。

一番下のところでございますけれども、提案理由として、この案を提出するのは、常任委員会の名称及びその所管に関する規定の見直し及び議会に係る手続のオンライン化に対応す

るとともに委員選任に関する規定の見直しを行うため必要であるからである。

4ページから6ページは、新旧対照表になりますので、後ほどお目通しをいただきたいと思いをします。

それでは、7ページをお願いいたします。

蟹江町議会委員会条例の一部改正要点。

第2条、常任委員会の設置、第1号、総務民生常任委員会を総務建設常任委員会に改め、同号中エをカとし、カの前に次のように加えることとした。

オ、消防本部の所管に関する事項。

同号ウ中、教育委員会を上下水道部に改め、同号中ウをエとし、同号イ中、民生部を産業建設部に改め、同号中イをウとし、同号中アをイとし、同号にアとして次のように加えることとした。

ア、政策推進室の所管に関する事項。

第2号、防災建設常任委員会を民生教育常任委員会に改め、同号ア中、産業建設部を民生部に改め、同号イ中、上下水道部を教育委員会に改め、同号ウを削ることとした。

第5条以降は、後ほどお目通しをいただきたいと思いをします。

9ページをお願いいたします。

附則、この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、第2条の改正規定は、令和7年5月10日から施行することとした。

以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

(14番議員降壇)

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっています発議第1号は、精読にしたいと思いをします。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第1号は精読とされました。

○議長 水野智見君

日程第2 発議第2号「蟹江町議会会議規則の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

安藤洋一君、ご登壇ください。

(13番議員登壇)

○13番 安藤洋一君

改めまして、おはようございます。13番、新風、安藤です。

それでは、ご提案申し上げます。

発議第2号「蟹江町議会会議規則の一部改正について」。

蟹江町議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

令和7年3月14日提出。

提出者、蟹江町議会議員、安藤洋一。

賛成者、同、山岸美登利、同、吉田正昭、同、飯田雅広、同、板倉浩幸、同、伊藤俊一、同、佐藤茂。

蟹江町議会会議規則の一部を改正する規則。

蟹江町議会会議規則（昭和62年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

本文については、後ほどお目通しください。

それでは、4ページをお願いします。

提案理由、この案を提出するのは、議会に係る手続のオンライン化に対応するとともに、現在の社会情勢等に照らし所要の整備を行うため必要があるからである。

5ページから9ページは新旧対照表になります。後ほどお目通しください。

それでは、10ページをお願いいたします。

蟹江町議会会議規則の一部改正要点。

この内容につきましては、後ほどお目通しください。

13ページをお願いいたします。

附則、施行期日を公布の日とすることといたしました。

以上、ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

（13番議員降壇）

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっています発議第2号は、精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、発議第2号は精読とされました。

○議長 水野智見君

日程第3 発議第3号「蟹江町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について」

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

飯田雅広君、ご登壇ください。

(5番議員登壇)

○5番 飯田雅広君

それでは、ご提案申し上げます。

発議第3号「蟹江町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について」。

蟹江町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年3月14日提出。

提出者、蟹江町議会議員、飯田雅広。

賛成者、同、山岸美登利、同、吉田正昭、同、板倉浩幸、同、伊藤俊一、同、佐藤茂、同、安藤洋一。

蟹江町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例。

蟹江町議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年蟹江町条例第6号）の一部を次のように改正する。

本文については、後ほどお目通しください。

それでは、2ページをお願いいたします。

提案理由、この案を提出するのは、刑法等の一部改正等に伴い必要があるからである。

3ページから7ページは新旧対照表になります。後ほどお目通しをください。

それでは、8ページをお願いいたします。

蟹江町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正要点。

内容につきましては、後ほどお目通しをください。

9ページをお願いします。

附則、第1項（施行期日）、この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行することとした。

第1号、第2条第10項の改正規定（「以下」を「第12条第5項において」に改める部分に限る。）、第12条第5項の改正規定（「及び第29条」を削る部分に限る。）並びに第17条第1項各号列記以下の部分及び第2項第1号ア、第18条第1項及び第2項、第27条第2項、第31条第2項、第32条第3項、第38条第1項及び第2項、第39条第3項並びに第48条の改正規定、公布の日を施行日とした。

第2号、第2条第10項の改正規定（「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める部分に限る。）及び第12条第5項の改正規定（同項の表第38条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める部分に限る。）、令和7年4月1日を施行日とした。

第3号、第53条から第55条までの改正規定及び次項の規定、令和7年6月1日を施行日とした。

第2項（経過措置）、前項第3号に掲げる規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例によることとした。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

（5番議員降壇）

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議第3号は、精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、発議第3号は精読とされました。

○議長 水野智見君

日程第4 議案第25号「蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○消防長 竹内 豊君

よろしく申し上げます。

ご提案申し上げます。

議案第25号「蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」。

蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年3月14日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

蟹江町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年蟹江町条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、一部改正要点でご説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。

提案理由、この案を提出するのは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い必要があるからである。

3ページ、4ページは新旧対照表でございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

5ページをお願いいたします。

蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正要点でございます。

第5条（補償基礎額）、第2項、第2号「9,100円」を「9,700円」に変更、同号ただし書中「1万4,200円」を「1万4,500円」に変更、第3項「又は第3号から第6号までのいずれか」を削り、「217円」を「100円」に変更、「333円」を「383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円」に変更、第4項、「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に変更。

別表（第5条関係）補償基礎額を補償基礎額表のとおり変更。

補償基礎額表でございます。階級と勤務年数に応じた金額となります。詳細につきましては、お目通しをお願いいたします。

附則、第1項（施行期日）、令和7年4月1日を施行日とした。

第2項（経過措置）、この条例による改正後の蟹江町消防団員等公務災害補償条例第5条第2項、6ページをお願いします。及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた蟹江町消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例によることとした。

以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

○6番 板倉浩幸君

6番 板倉です。

ちょっと教えていただきたいんですけども、この補償条例、昭和41年の条例の一部改正なんですけれども、補償基礎額を引き上げるということで十分理解できるんですけども、背景に何があって、また、ちょっと分かりにくいので、公務災害補償なんですけれども、どんな場合にこの補償が出るのかお願いしたいと思います。

○消防本部総務課長 三谷克利君

ただいまの板倉議員の質問にお答えさせていただきます。

どんな場合にというご質問でしたけれども、非常勤消防団員もしくは火災の消火等に協力した方及び消防作業に協力していただいた方、それらの方たちが協力することによってけがをした場合や病気になった場合、最悪お亡くなりになった場合、そういったときに補償をするものでございます。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

消防団の活動中に何らかの障害を負ったり、もしくは最悪死亡というときに補償が出ると。これは何だ、扶養親族とかもありますよね。この辺は、その場合において、例えば扶養親族にも障害的年金みたいなものが出るという、ちょっとそこら辺が分かりづらいので、再度お願いいたします。

○消防本部総務課長 三谷克利君

この条例というのは非常にややこしくなっておりまして、消防団員もしくは先ほど言いました消防作業従事者等々、そちらの方に関して日当が決められてございまして、それが最低額が9,700円、最高額が1万4,500円に引き上がったわけでございますけれども、扶養親族に当たられる方、配偶者だとか子供、孫、祖父母、そういった方に関しましては、プラスの、第1号についての配偶者については今回100円が加算されるということで……

(加算されるの声あり)

はい、そのとおりでございます。子供に関しては333円から383円、これは子供が1人につき加算される金額でございます。

以上でございます。

○議長 水野智見君

すみません、板倉君、ちょっと確認ですけれども、質問の中で、改正された背景も質問されましたよね。

○6番 板倉浩幸君

それないね。

○議長 水野智見君

答えられますか。

○消防本部総務課長 三谷克利君

すみません、答弁漏れとなりました。

改正の背景でございますけれども、この条例は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の定める基準に従い定められてございます。ですので、この政令、基準政令と言いますけれども、非常勤消防団員、消防や消防作業に従事した方等に対する損害補償の額や内容を定められておりまして、具体的な内容については、一般職の職員の給与に関する法律に規定される俸給の月額や諸手当など、一般職の地方公務員の補償制度を参考に定められております。こちらが背景となります。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

基本的に公務員の賃金の引上げ等もあって、消防団員の報酬も上がりましたよね。その辺

を加味して補償も引き上げるということですね。ありがとうございます。

○議長 水野智見君

他にありませんか。

(発言する声なし)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第25号は、精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第25号は精読とされました。

○議長 水野智見君

ここで、消防本部総務課長の退席と、保険医療課長、介護支援課長、こども福祉課長の入場を許可します。

入替えのため、暫時休憩します。

(午前9時23分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時24分)

○議長 水野智見君

日程第5 議案第5号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」

日程第6 議案第6号「蟹江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び蟹江町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」

日程第7 議案第7号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」

日程第8 議案第8号「蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」

日程第9 議案第9号「蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」

日程第10 議案第10号「蟹江町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について」

を一括議題とします。

本6案は、総務民生常任委員会に付託されています。委員長より審査結果の報告を求めます。

総務民生常任委員長、石原裕介君、ご登壇ください。

(4番議員登壇)

○総務民生常任委員長 石原裕介君

総務民生常任委員会に付託されました6案件につきまして、去る3月4日に委員会を開催し、委員全員出席の下、審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

最初に、議案第5号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題としました。

審査に入ったところ、拘禁刑について説明を求めるといった内容の質疑がありました。

これに対し、今回の刑法等の一部を改正する法律は、再犯防止の観点から懲役及び禁錮を新たな自由刑である禁錮刑として単一化している。その趣旨は、各受刑者の特性に応じ、その改善、更正及び再発防止を図るために、より柔軟な処遇の実施を可能とするものとされているという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を終結し、討論を求めたところ、討論もなく、議案第5号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号「蟹江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び蟹江町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、介護休暇の変更点について説明を求めるといった内容の質疑がありました。

これに対し、介護と仕事の両立を支援するための勤務環境の整備に関する措置が義務化となり、その中で職員向けに研修を行い、休暇を取りやすい職場環境の醸成や相談体制の整備を条例に明記したという内容の答弁がありました。

次に、部分休業について説明を求めるといった内容の質疑がありました。

これに対し、時間を指定して取得する休暇である、例えば、勤務時間が17時15分までであるが、15時15分から2時間を部分休業とし、お子さんを迎えに行くといった取得方法があるという内容の答弁がありました。

次に、育児・介護休暇の取得に伴い職員に穴ができると考えられるが、そのあたりの対策はあるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、業務の改善や休暇の長期にわたる際には、会計年度任用職員の任用や職員の人事異動について検討が必要となってくる。部分休業などの一時的なものに関しての増員は難しいというのが現状であるが、全ての職員が働きやすい環境を迫及するためにも、引き続き成功事例、参考事例を検討していきたいと考えているという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を終結し、討論を求めたところ、討論もなく、議案第6号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、今回の改正で税率が引き上げられているが、経緯の説明を求めると
いう内容の質疑がありました。

これに対し、平成30年に愛知県が国民健康保険の財政運営主体となり、各市町村が愛知県
に納付金を納める形態となった。税率は各自治体の財政状況を鑑みつつ、県が示す標準保
険料率を参考にしながら決めていくものであるが、平成30年以降、国民健康保険の1人当
たりの医療費の上昇や被保険者の減少に伴う税収の減少などに伴い、年々県が示す標準保
険料率も上昇傾向が続いている。その中で、蟹江町は従来決算を迎えた後の剰余金や基金
などを活用しながら、県が示す標準保険料率よりもなるべく抑えようと努めてきた。し
かし、令和6年度に資産割の廃止もあり、令和7年度の試算をしたところ、剰余金や基金
などを活用しても税収が不足する見込みとなり、やむなく今回大幅な税率の引上げをす
るに至ったという内容の答弁がありました。

次に、ここまでの税率の大幅な引上げは必要なのかという内容の質疑がありました。

これに対し、令和7年度の納付金に対する収入を考えた際、毎年、被保険者数は約5%
近く減少しており、単純計算で税収も約5%減少することが見込まれる。さらに、令和
8年度には子ども・子育て支援金という新たな負担が発生する。今回税率の引上げを見
送ると、令和8年度にさらなる大きな負担を強いることになるため、未来を見据えた上
で今回の引上げに至ったという内容の答弁がありました。

次に、国の予算では、国民健康保険に関する財政が削減され、国庫負担金も減額にな
ると予想されるがどう考えているのかという内容の質疑がありました。

これに対し、国では財政が削減されるかもしれないが、町の状況を考えると引き上げ
ざるを得ないという内容の答弁がありました。

次に、物価高に加え、令和7年度からは都市計画税が再導入されるが、このタイミン
グで税率を引き上げなければならないのかという内容の質疑がありました。

これに対し、令和8年度には新たな負担も発生するため、先を見据え、税率を急激に
上げて一気に負担を強いることを避けるためにも、段階的にやらせていただきたいとい
う内容の答弁がありました。

他に若干質疑がありましたが、質疑を終結し、討論を求めたところ、反対討論とし
て、物価高騰で大変苦しい思いをする中で、負担がこれ以上増えるのは耐えられない。
また、愛知県は市町村に対して一般会計の法定外繰入れの削減を求めており、県から
示される標準保険料率に近づけるよう指示もあり、国民健康保険税の大幅な引上げに
なってしまう。町から国、または県に財政状況の抜本的な改善、減免制度の新設な
どを要望することを要望し、反対するという内容の討論がありました。

これに対し、賛成討論として、町の国民健康保険制度を将来にわたり持続可能とす
るためにも、財政運営の健全化を図るために必要な税率改正であると考え、賛成す
るという内容の

討論がありました。

賛否を求めたところ議案第7号は賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号「蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題としました。

補足説明の後、審査に入ったところ、今後の改正で町民への影響はあるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、今回の改正の対象となる施設は町内に一つもなく、町民に対する影響はないという内容の答弁がありました。

次に、蟹江町では小規模な事業はできないのかという内容の質疑がありました。

これに対し、認可外で運営している方は数名いるという内容の答弁がありました。

次に、保育所または認定こども園等はどうのように連携するのかという内容の質疑がありました。

これに対し、連携には保育内容と代替保育に関する2つの連携がある。保育内容の連携とは、認定こども園や保育所に保育の内容を相談すること、代替保育に関する連携とは、例えば、保育士が病気で長期間保育ができなくなった場合に、連携施設に保育士の応援を依頼することであるという内容の答弁がありました。

他に質疑もなく、討論を求めたところ、討論もなく、議案第8号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号「蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、議案第8号と議案第9号の条例の違いは何かという内容の質疑がありました。

これに対し、根拠となる法律は異なる。議案第8号の条例は子ども・子育て支援法に基づいており、議案第9号の条例は児童福祉法に基づく条例である。どちらの条例でも運営に関する規定を定めているが、議案第9号の条例については、小規模な家庭的保育事業、小規模保育事業等の運営及び設備に関しても規定しているという内容の答弁がありました。

他に質疑もなく、討論を求めたところ、討論もなく、議案第9号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号「蟹江町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、常勤換算方式と改正の背景について説明を求める、また、第2項の当該区域内複数の地域包括支援センターが担当する区域を1つの区域としてについて、町内にある2つの包括支援センターを1つにできるということかという内容の質疑がありました。

これに対し、常勤加算とは、例えば、常勤職員の勤務時間が1日当たり8時間であるとす

ると、非常勤の方を4時間ずつに分け、合計8時間とすることで要件を満たすことができるという考え方である。また、複数の地域包括センターを1つにするのではない。現在、町内には東西の地域包括支援センターがあり、それぞれ3職種3人ずつを配置しなければならないが、全体として6人配置すれば条件を満たせるようになった。例えば、片方が2人の場合は片方が4人で、合計で6人配置されていれば条件を満たす。しかし、2人のほうには違う職種でなければならない、1人と5人と配置することはできない。改正背景は、福祉の人材が不足に対して人員の確保がしやすくなるということと、働くほうにとっても多様な働き方ができるというメリットがあると考えているという内容の答弁がありました。

次に、配置人数の中に専門職は含まれるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、2つの包括支援センターそれぞれの3職種1人以上が必要であり、3職種とは、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーとそれぞれ決まっており、そのうちの片方が最低2職種以上が必要条件となるという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を終結し、討論を求めたところ、討論もなく、議案第10号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、報告に代えさせていただきます。

(4番議員降壇)

○議長 水野智見君

以上で委員長報告を終わります。

これより議案ごとに委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

日程第5 議案第5号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

日程第6 議案第6号「蟹江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び蟹江町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第6号を採決します。

お諮りします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

日程第7 議案第7号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○6番 板倉浩幸君

6番 日本共産党 板倉浩幸です。

議案第7号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」、反対の立場から討論をいたします。

反対の理由としては、全ての加入世帯が約2割前後の大幅値上げであります。今物価高騰で町民の皆さんが大変な思いをしている中、年金も給与も物価高に追いつかない状況で、これ以上負担が増えるのは耐えられない水準となります。平成30年度から県は市町村とともに国保の保険者を担っており、一般会計からの法定外繰入れの削減や県から示される標準保険税率を求めており、これらが国保税の大幅な引上げの要因となっています。町としても、県の財政措置を抜本的に強化し、減免制度創設を求める要求もすべきであります。

よって、これらを理由として、蟹江町国民健康保険条例の一部改正について、反対といたします。

○議長 水野智見君

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

○13番 安藤洋一君

13番 新風 安藤洋一です。

議案第7号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」、私は賛成の立場から討論をいたします。

今回提案されている蟹江町国民健康保険税条例の一部改正については、蟹江町の国民健康保険制度を将来にわたり持続可能なものとするため、被保険者数の減少や高齢化の進行等による保険税収入額の減少、医療の高度化、被保険者の高齢化に伴う医療費の増加等の影響を踏まえ、財政運営の健全化を図るために必要な税率改正であると考えますので、本案に賛成といたします。

以上です。

○議長 水野智見君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第7号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成者の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

日程第8 議案第8号「蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

日程第9 議案第9号「蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

日程第10 議案第10号「蟹江町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

日程第11 「総務民生常任委員会所管事務調査報告」を議題とします。

調査報告を求めます。

総務民生常任委員長、石原裕介君、ご登壇ください。

(4番議員登壇)

○総務民生常任委員長 石原裕介君

総務民生常任委員会では、2年間にわたって子育て支援、公共交通の在り方について調査研究をしましてまいりましたので、その報告をいたします。

1つ目に、子育て支援について報告いたします。

日本は少子化問題で人口減少となっております。当町の出生数は令和3年に329人、令和4年は271人と減少傾向となっております。そこで、いま一度子育て支援全体について調査研究することとしました。

議題としたのは、産後ケアです。産後、誰にも頼らず、あるいはパートナーと二人で頑張っ
て乗り切ろうとすることは、自分自身のエネルギーをすり減らし、心も体もぎりぎりの
ところで踏みとどまるような危うい状態となります。そのため、産後ケアの参考事例として、
春日井市に視察に行きました。春日井市は、さんさんルーム日帰り型を導入しており、育児

疲れの際にゆっくり休める場所となっております。

次に、今年度からこども家庭課が保健センター2階に設置され、妊娠期から子育て世代を包括的に支援する役割を担う中、現状どのように運営されているのかを視察しました。

次に、子育て支援センターを視察しました。当町には3か所あり、蟹江西子育て支援センターはにこにこママネットワークにより運営されております。蟹江南子育て支援センターは蟹江児童館の中にあり、児童館、学童保育所、子育て支援センターが一緒になった複合施設となっております。各種情報を共有しながら委員各自が学び、委員会で討議を重ねました。

ここで、町長に次のとおり要望を申し上げます。

当町も産後ケアではなく、妊産婦ケア、さんさんルームを参考に、妊産婦の方も利用できる日帰り型を導入し、利用対象者についても、ゆっくり休みたい方まで幅広いニーズに対応できるような仕組みを検討してください。よろしくお願いいたします。

2つ目に、将来の公共交通の在り方について報告いたします。

高齢社会が進んでいる現在、全国各地で高齢者の日常の買物、通院等の交通手段の不便さ、また、加齢に伴う身体機能や認知機能の低下により運転に不安を感じている高齢者らの免許自主返納の取組も進められる中、移動による足の確保は喫緊の課題です。そこで、現在、町内の幹線道路を走るお散歩バスにおける停留所までの移動の問題、運行ルートの見直しなど、地域住民のニーズに寄り添った利便性向上、持続可能な公共交通の在り方について調査研究することとしました。

また、調査研究に当たり、議員の有志で構成された蟹江町議会議員公共交通勉強会より情報等を得ました。「かにあし」は、住民、企業、社協、行政により構成される移動支援ボランティア事業として運行を開始し、利用できる対象者は、鍋蓋新田、南、舟入、本町分（前波、鹿島地区の一部）地区に在住の方で、その他条件を満たした方に限られており、また、地域住民によるボランティア運行のため、高齢化に伴い、ドライバー確保が課題です。

一方、町運営のお散歩バスについては、停留所までの移動の問題、運行ルートの見直しなどの課題解決とともに、高齢化の進展に伴う免許自主返納者の増加による高齢者の外出支援、また、子供から高齢者まで誰でも利用できる提供体制を整備していく必要があります。

蟹江町議会議員公共交通勉強会からの情報提供として、小回りが利くワンボックス車両、小型車両を活用している大治町福祉巡回バスの視察について報告いただきました。大治町では、利便性向上に向けて住民アンケートの調査を行い、2年かけてバス停見直しと改定を検討し、昨年より新たな運行ルートを開始しています。

当町でも蟹江町議会議員公共交通勉強会の活動として、担当部局ふるさと振興課と協議し、課題解決の糸口とするため、まずオレンジコース、グリーンコースの利用者向けにアンケート調査を開始し、地域住民の声を集約することとしました。

引き続き、住民ニーズに沿った公共交通の在り方について、他の自治体を参考に調査研究

を続け、よりよい移動支援の確保について取り組んでいきたいと考えています。その他各種情報を共有しながら、委員各自が学び、委員会で討議を重ねました。

以上を踏まえて、総務民生常任委員会から町長に次のとおり要望いたします。

1つ目に、現在のお散歩バスが町民ニーズに合っているのかを調査を求めます。

2つ目に、住民誰でも利用可能とし、利便性の向上を図るため、問題解決に向けて小型のお散歩バスの追加導入とともにルートの見直しを求めます。

以上、総務民生常任委員会所管事務調査の委員会報告と町長宛ての要望を終わります。ありがとうございました。

(4番議員降壇)

○議長 水野智見君

以上で委員長報告を終わります。

ここで、保険医療課長、介護支援課長、こども福祉課長の退席と、土木農政課長、消防本部総務課長の入場を許可します。

入替えのため、暫時休憩します。

(午前9時56分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時57分)

○議長 水野智見君

日程第12 議案第11号「蟹江町道路占用料条例及び蟹江町公共物管理条例の一部改正について」

日程第13 議案第12号「蟹江町非常勤消防団員に係る退職報償の支給に関する条例の一部改正について」を一括議題とします。

本2案は、防災建設常任委員会に付託されています。委員長より審査結果の報告を求めます。

防災建設常任委員長、吉田正昭君、ご登壇ください。

(8番議員登壇)

○防災建設常任委員長 吉田正昭君

それでは、報告させていただきます。

防災建設常任委員会に付託されました2案件につきましては、去る3月4日に委員会を開催し、委員全員出席の下に審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

最初に、議案第11号「蟹江町道路占用料条例及び蟹江町公共物管理条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、単価は高まっていくのが普通であると考えが、下がっているのも見受けられる。これは国からの指示で、占用料の額が決まっているのかという内容の質疑がありました。

これに対し、愛知県の道路占用料条例の改正に伴い、町条例も合わせる形で改正しているという内容の答弁がありました。

次に、年間の収入額は幾らほどになるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、占用料には道路占用料と公共物管理条例の占用料の2つがあるが、歳入の合計は約950万円である。ただし、今回の改正に伴い220万円ほど増の約1,170万円になる見込みであるという内容の答弁がありました。

次に、この収入額は舗装など道路関係に使われていくのかという内容の質疑がありました。

これに対し、道路の補修など修繕関係工事に充てて使用しているという内容の答弁がありました。

他に質疑もなく、討論を求めたところ、討論もなく、議案第11号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号「蟹江町非常勤消防団員に係る退職報償の支給に関する条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、退職者の平均年齢は把握しているのかという内容の質疑がありました。

これに対し、退職者の平均年齢は統計を取っていないが、年間で10名から15名ほどの団員が退職している。なお、全団員197名の平均年齢は31歳であるという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を終結し、討論を求めたところ、討論もなく、議案第12号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、報告に代えさせていただきます。

(8番議員降壇)

○議長 水野智見君

以上で委員長報告を終わります。

これより議案ごとに委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

日程第12 議案第11号「蟹江町道路占用料条例及び蟹江町公共物管理条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第11号を採決します。

お諮りします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第12号「蟹江町非常勤消防団員に係る退職報償の支給に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第12号を採決します。

お諮りします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

日程第14 「防災建設常任委員会所管事務調査報告」を議題とします。

調査報告を求めます。

防災建設常任委員長、吉田正昭君、ご登壇ください。

(8番議員登壇)

○防災建設常任委員長 吉田正昭君

それでは、報告させていただきます。

防災建設常任委員会では、令和5年、6年と防災及びインフラ整備という視点から所管事務調査を行い、活動してきました。

令和5年度には、防災としてまず蟹江町防災マップ、浸水避難ハザードマップ、洪水ハザードマップ、高潮ハザードマップの内容の説明を受けました。その後、善太排水機場、鍋蓋新田排水機場や防災倉庫で災害用備蓄食料、資材の確認をしました。12月には、源氏泉緑地護岸工事現場の現地を確認し、その後に水防倉庫の現地確認と備蓄品の調査をしました。また、インフラ整備としてJRの踏切に関し説明を受け、JR関西線施設等の現地視察を行いました。現在の各踏切の交通量や利用状況の調査を行政にお願いしました。

3月には、令和6年度実施することになっているJR関連の事業、東郊線踏切に関する住

民意向調査と交通量調査についてと、アンケート調査等の実施説明を受けました。

令和6年度は、防災として5月に蟹江町の消防署で消防職員による勤務の状況などを報告を聞き、その後、各種の消防車両の機能の説明を受けました。

8月には、町内の指定避難所の調査を行いました。指定避難所の中で、現地調査として多くの避難者を受け入れることができる蟹江北中学校、須西小学校の体育館に行き、避難所や装備品の状態を視察、確認してきました。

インフラ整備として、6月に東郊線踏切調査結果の報告を受けました。あわせて、アンケート調査の説明も受けました。

9月には委員会を開催し、この2年間の調査結果を基にして議会報告会で報告する内容の検討を行いました。

この2年間の活動から、防災についての備蓄品の大切さが理解できました。そして、この避難所としての体育館の役割も非常に重要なことも理解できました。ただ、避難所としての体育館に必要なものとして、現在、空調設備がないことが一番の問題ではないかと強く感じます。夏は暑く、冬は寒い、避難者に多大な精神的、身体的な負担を強いることになるでしょう。避難所になる町内の各小中学校の体育館に、そして町の体育館にも空調設備の設置を要望します。幸い町当局も令和7年度から空調設備に取り組む予定と聞いておりますので、安心しているところですが、早急に災害時の避難所になる各体育館に空調設備の設置を要望するものです。

次に、インフラ整備については、いつも危険と言われているJRの東郊線踏切についての踏切の拡幅を何度も要望しているところですが、進展していません。また、進展状況によっては踏切の拡幅や道路の高架化をするために莫大な資金が必要になってきます。現在、町道である東郊線を県道に格上げし、国、愛知県、蟹江町が協力し、危険な踏切の解消に努めていただきたいと思います。そのためには、まず、愛知県に町道である東郊線の県道への格上げを蟹江町として強く要望することを提言します。

以上、報告させていただきます。

(8番議員降壇)

○議長 水野智見君

以上で委員長報告を終わります。

ここで、消防長、土木農政課長、消防本部総務課長の退席と、保険医療課長、介護支援課長、こども福祉課長、会計管理者の入場を許可します。

入替えのため、暫時休憩します。

(午前10時10分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時20分)

○議長 水野智見君

日程第15 議案第1号「令和6年度蟹江町一般会計補正予算(第11号)」を議題とします。
本案は精読となっていましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

日程第16 議案第2号「令和6年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)」
を議題とします。

本案は精読となっていましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

日程第17 議案第3号「令和6年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算(第4号)」を
議題とします。

本案は精読となっていましたので、直ちに質疑に入ります。

○6番 板倉浩幸君

6番 板倉です。

歳入歳出でもあるんですけれども、今回、介護保険システムの改修費補助金ということが歳入で、支出で委託料としてシステムの業務の改修なんだと思いますけれども、中身についてお願いをします。

○介護支援課長 松井智恵子君

ただいまご質問いただきました改修の内容についてお答えをさせていただきます。

今回は、令和7年度からの制度改正に伴うシステム改修でございます、その具体的な内容といたしましては、介護保険料等の基準として年金収入額が現在80万円と設定されている部分につきまして、80万9,000円に見直されるものでございます。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

今回、今の答弁でいくと、今保険料の基準がありますよね。そこの第5段階の基準、特に第5段階が、今までだと本人が非課税、これはそうですけれども、課税年金とか、その収入額が80万円になっているのが80万9,000円になるということですよ。そうなってくると、例えば、今まで80万5,000円の方の場合、これは今まで5段階だったのが、どうなるの、第4段階になるとかと、そういうこともあり得るんですか。

○介護支援課長 松井智恵子君

そういったこともあり得ると思います。そういった場合もあり得るかと思っておりますけれども、今回、老齢基礎年金の満額の支給額が引き上げられたことに伴うものですので、その前の年が、今先生がおっしゃった基準の場合ですと、それよりも引上げになりまして、段階は維持されるものと考えております。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

段階が下がる方もいるし、若干上がる方もあって、大体一緒ぐらいですよ、保険料自体の算入自体は大体同じぐらいで、そこまで影響はないということの認識でよろしいですか。

○介護支援課長 松井智恵子君

町の介護保険料収入に大きな影響を与えるものではないと考えております。

以上でございます。

○議長 水野智見君

他にありませんか。

(発言する声なし)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

日程第18 議案第4号「令和6年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第3号)」を議題とします。

本案は精読となっていましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

ここで、保険医療課長、介護支援課長、こども福祉課長、会計管理者の退席と、民生部次長兼環境課長、消防長、消防本部総務課長、教育課長の入場を許可します。総務部総務課長は席を移動してください。

入替えのため、暫時休憩します。

(午前10時26分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時28分)

○議長 水野智見君

日程第19 議案第13号「舟入斎苑改修工事請負契約締結について」を議題とします。

本案は精読となっていましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第13号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

日程第20 議案第14号「舟入斎苑排ガス対策工事請負契約締結について」を議題とします。

本案は精読となっていましたので、直ちに質疑に入ります。

○6番 板倉浩幸君

6番 板倉です。

若干、入札なんですけれども、今回、制限付き一般競争入札ということで、1者ということです。1者で入札というのもちよっとどうなのかななんですけれども、これは全国というのかな、もう本当に限られたところしかなくて、もう1者のみになっちゃったということですかね、ちょっとそこをお願いいたします。

○民生部次長兼環境課長 石原己樹君

議員のご質問についてお答えさせていただきます。

今回、制限付き一般競争入札ということで、広く一般に公募した状態ですので、特に1者のみを指名とかそういったわけではございません。あくまで1者しか応札がなかったということでございます。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

入札がありますよということを公表したんですけども、最終的に1者のみの手が挙がっただけになっちゃって、もう仕方がなくというのか、その結果、競争入札だけでも1者になったという経過でよろしいですね。

○議長 水野智見君

他にありませんか。

(発言する声なし)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第14号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

日程第21 議案第15号「教科書改訂による教師用教科書・指導書・教材購入契約の締結について」を議題とします。

本案は精読となっていましたので、直ちに質疑に入ります。

○6番 板倉浩幸君

6番 板倉です。

教師用の教科書の改訂ということで、昨年9月議会かな、追認のお願いをして、今回、ほとんど小学校、中学校と教員用の教科書の改訂なんですけれども、教科書が変わるたびに、随意契約で、この辺で教科書を特別なということで1者しかなくて、もうほとんどこちらから選ぶんじゃなくて、県のほうからもうここで買いなさいということですよ。

あと、ちょっと1点聞きたいんですけども、教科書、普通の小学校、中学校の児童生徒に教科書は消費税つきませんよね。消費税、つかないんですよ。教育ということで。この教師用に限りは、消費税はついてくるんですか。消費税額も書いてあるので、ちょっとそこは教科書だから教師にしたって要らないんじゃないけれども、やっぱりついてくるもの、分かりますか。

○教育課長 兼岩英樹君

ただいまのご質問にありました教科書の消費税についてでございます。

こちらにつきましては、教科書につきましては、教師も持っておりますが、そちらについては非課税となります。ほかのものにつきましては、教材と指導書につきましては消費税が含まれるということになりますので、そういった形でございます。

○6番 板倉浩幸君

消費税は結構ばかにならないもので、教科書自体は非課税なんだけれども、それに随する教材ということで、課税されるということなんですね。

○議長 水野智見君

他にありませんか。

(発言する声なし)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第15号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

日程第22 議案第16号「蟹江町と名古屋市との間の消防通信指令に関する事務の委託に関する規約の制定について」を議題とします。

本案は精読となっていましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第16号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

ここで、民生部次長兼環境課長、消防本部総務課長、教育課長の退席と、下水道課長、保険医療課長、介護支援課長の入場を許可します。

入替えのため、暫時休憩します。

(午前10時35分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時36分)

○議長 水野智見君

日程第23 議案第17号「令和7年度蟹江町一般会計予算」を議題とします。

本案は、去る3月12日に質疑が終わっていますので、直ちに討論に入ります。

○6番 板倉浩幸君

6番 日本共産党 板倉浩幸でございます。

議案第17号「令和7年度蟹江町一般会計予算」に反対の立場から討論いたします。

まず、評価できる今回の施策もありますが、しかし、物価高騰での地方財政への影響で、国の令和7年度の歳入の一般総額でも過去最高の税収見通しであります。蟹江町においても、

過去最高の総額137億9,716万9,000円であります。特に町税、また地方交付税の増額の見込み、また、都市計画税の新たなる導入であります。

このような状態を見ている、若干不安もあります。また、国の施策でデジタル化推進を打ち出し、マイナンバーの個人番号交付事務や個人番号カードの交付事業も計上される点、また、それに伴う現行の保険証をなくすことになっております。

また、次に、国民健康保険事業についても3,000万円の法定外繰入れをしておりますが、先ほどの国保税の引上げのように、これが皆さんに影響を与えるおよぎです。この法定外繰入れの今後の制限させると引上げになると思いますので、問題点もあります。介護保険事業でも同じであります。低所得者や介護保険料の引下げに一般会計からの制限はあるものの、繰入れを行っていくことが必要だと考えます。

これらが大きな反対理由ですが、ほかにも幾つもの疑問点もあります。子育て支援において、ゼロ～2歳児の保育料、また、学校給食の無償化など、教育費の負担軽減で、子育て応援であります。子育てするなら蟹江町と言える施策の拡充や、高齢者の施策でも外出移動支援や配食サービスの拡充など、要求がまだまだたくさんあります。住民の暮らしと福祉をよくすることが自治体の役割で、命と暮らしを守る町政づくりで、住民目線に立った暮らし応援の制度の対応がますます必要だと考えますので、よって、議案第17号「令和7年度蟹江町一般会計予算」に反対をさせていただきます。

○議長 水野智見君

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

○13番 安藤洋一君

13番 新風 安藤洋一です。

私は、「令和7年度蟹江町一般会計予算」について、賛成の立場から討論を申し上げます。

令和7年度の蟹江町一般会計当初予算につきましては、町長の任期満了を迎えるため、義務的経費を中心とする骨格予算として編成されながらも、前年度比約10.1%増の137億9,716万9,000円を計上しています。この増加となった主な要因は、昨今の賃金上昇、物価高騰に伴う人件費や物件費の増加、児童手当を初めとする扶助費の増加に加え、舟入斎苑再整備事業や中学校体育館空調機設置事業に係る事業費の大幅な増加などに伴うものであります。

また、そのほかの内容としましては、小中学校における照明器具のLED化のための予算や带状疱疹ワクチンの定期接種化に係る予算、高規格救急自動車を整備し、町民の生命、身体の保護に万全を期すための予算など、複雑多岐にわたる時代において多くの町民ニーズを反映した予算になっており、どれも必要不可欠なものであると考えます。そのため、一般会計の予算規模は、骨格予算ながら過去最大となっておりますが、現在を時代の大きな変革期と捉え、次世代につながるまちづくりに向けた力強い一歩となる内容であることを評価します。

日本経済は、景気の緩やかな回復が続く中で、賃金上昇が物価上昇を上回っていくことが期待されていますが、依然として物価高騰は住民生活に大きな影響を及ぼしています。そのような状況下においても、教育や福祉の充実、町民の安心・安全、産業の振興など、多方面の分野において行政需要がますます高まる場所です。堅実な歳入の確保と事業の費用対効果を十分に勘案の上、さらなる事業の選択と集中を心がけ、将来に負担を残さない持続可能な住民目線による町政運営を期待し、議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、本議案についての賛成討論といたします。

以上です。

○議長 水野智見君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立により採決します。

議案第17号は原案のとおり決定することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

日程第24 議案第18号「令和7年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算」を議題とします。

本案は、去る3月12日に質疑が終わっていますので、直ちに討論に入ります。

○6番 板倉浩幸君

6番 日本共産党 板倉浩幸でございます。

議案第18号「令和7年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算」に反対の立場から討論をいたします。

蟹江町の国民健康保険税は、令和6年度、資産割をなくしても引上げは行っておりません。今回、令和7年度大幅値上げの予算化でもあります。中小企業の労働者が加入する被用者保険に加入していた場合と比べても、同じ年収、家族構成の世帯が加入する医療保険が違うだけで負担が2倍前後というのは、まさに制度間の格差、不公平と言えるものであります。

国保事業は平成30年4月から国保の財政運営が県単位化となり、政府も毎年3,400億円の公費を計上していますが、国庫負担割合のさらなる引上げによる財政基盤の強化や低所得者層による保険税負担軽減の拡充、傷病手当なども創設し、子供の均等割保険税を軽減する支援のさらなる拡充も必要であります。国がやらないことを支援してこそ、蟹江町本来の役割だと思えます。国保の構造的問題を解決するためには、抜本的な追加の公費投入が必要で、国の予算を増額することなど、また、県の補助金を復活させることを県に求めていくことも必要であります。そして、やはり問題は、県単位化にあります。

このような理由により、議案第18号「令和7年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算」

に反対をいたします。

以上であります。

○議長 水野智見君

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

○10番 富田さとみ君

10番 新生クラブ 富田さとみです。

私は、賛成の立場から討論させていただきます。

国民健康保険は、被保険者の健康と命を守るなくてはならない重要な制度です。また、その財源となる保険税は、医療費や出産育児一時金、健康診査などの基になるもので、ますます高まる医療へのニーズに応えるためのものです。町では、スマートフォン決済の導入や口座振替納付の積極的な利用を促進し、より納税しやすい環境を整え、収納率向上に取り組んでおられます。

今後も引き続き特定健診の受診率の向上や生活習慣病予防、疾病の早期発見、重症化予防など、保健事業をより充実させるとともに、滞納対策にさらに取り組み、健全な制度運営を一層努めていただくよう要望し、本案に賛成いたします。

○議長 水野智見君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立により採決します。

議案第18号は原案のとおり決定することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

日程第25 議案第19号「令和7年度蟹江町土地取得特別会計予算」を議題とします。

本案は、去る3月12日に質疑が終わっていますので、直ちに討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第19号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

日程第26 議案第20号「令和7年度蟹江町介護保険管理特別会計予算」を議題とします。

本案は、去る3月12日に質疑が終わっていますので、直ちに討論に入ります。

○6番 板倉浩幸君

6番 日本共産党 板倉浩幸でございます。

議案第20号「令和7年度蟹江町介護保険管理特別会計予算」に反対の立場から討論をいたします。

介護保険事業計画の基準額を100円引き下げ、1年が過ぎ、予算がどうかであります。この介護保険制度は、介護サービスを充実させれば保険料が上がる、保険料を抑制すればサービスが削減される、こういった仕組みとなっています。

現在の介護保険は国の公費負担を減らし、自助・共助に負担を求めてきたのが介護保険制度で、そのものに私も反対であります。2000年度から介護保険制度が始まりましたが、この間、年金は目減りする中で介護保険料が2倍となり、年金生活者にとっては非常に苦しい生活が強いられています。制度が発足したときは家族の介護の負担を減らすため、社会的に介護をするということが目的でしたが、今では保険料が高くて暮らしが成り立たない、思うようなサービスが受けられない、サービスを受けようか悩んでしまうという声も寄せられています。

介護保険料を払い続け、いざサービスを受けようとしたらサービスが使えない、今後ケアプランの有料化や要介護1・2の介護保険給付外しなど、そして利用料の2倍化など、さらなる改悪を進めようとしています。町としても一生懸命本当に努力していることは十分分かりますが、しかし、国に対してしっかり意見を言って、高齢者が安心して年を重ねていけるよう、制度を改善させる必要があると考えます。

以上の理由によって、介護保険の予算に対して反対といたします。

○議長 水野智見君

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

○4番 石原裕介君

4番 新風の石原です。

賛成の立場から討論申し上げます。

令和6年度から令和8年度の9期介護保険事業計画期間の2年目の予算であり、令和7年度予算総額は前年度と比較して約4億4,000万円の増額となっています。介護給付費及び地域支援事業に係る一般会計からの繰入れが前年度と比較して5,100万円の増額となっており、高齢化の進展に伴い、今後も増え続ける見込みであります。予算額の増加は、高齢者や要介護者、要支援者の増加する中、できる限り住み慣れた地域で暮らすことや家族等介護者の負担軽減のためやむを得ないことと思っておりますが、サービスの適正化や介護予防に努め、中長期的な見通しの下で健全な事業運営をされることを要望し、本案に賛成いたします。

○議長 水野智見君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立により採決します。

議案第20号は原案のとおり決定することに賛成者の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

日程第27 議案第21号「令和7年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算」を議題とします。

本案は、去る3月12日に質疑が終わっていますので、直ちに討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第21号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

日程第28 議案第22号「令和7年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」を議題とします。

本案は、去る3月12日に質疑が終わっていますので、直ちに討論に入ります。

○6番 板倉浩幸君

6番 日本共産党 板倉浩幸でございます。

議案第22号の後期高齢者保険の特別会計に反対の立場から討論をいたします。

後期高齢者医療制度は、国民を年齢で区切り、高齢者を強制的に囲い込んで負担増と差別を押し付ける制度であると考えて、この制度にも反対をしています。この後期高齢者医療制度は、75歳以上の方が加入する独立した医療制度です。従来の老人保険制度に代わり、平成20年4月より開始をされました。対象となる高齢者は個人単位で保険料を支払います。75歳の誕生日を迎えられた人は、これまで確認をしていた国民健康保険や被用者保険などから後期高齢者医療制度に移行することとなります。

また、医療費窓口負担の2割負担が導入をされ、保険料の負担増に窓口負担増の高齢者の方々は大変苦しい生活をしております。後期高齢者医療制度は速やかに撤廃し、元の老人保険制度に戻し、減らされ続けた高齢者医療への国庫負担を増額させ、保険料や窓口負担の軽減を求める要望をして、この予算に反対をさせていただきます。

○議長 水野智見君

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

○7番 三浦知将君

7番 新政会 三浦知将です。

私は、賛成の立場から討論申し上げます。

令和7年度の後期高齢者医療保険事業特別会計予算は、歳入歳出とも後期高齢者医療保険被保険者数の増加に伴う療養給付費の増加に対応する予備措置がされており、適切な後期高齢者医療保険運営に必要な提案であります。今後も引き続き、高齢者の健康を第一に考え、適切な医療給付と保険料の収納率向上を一層促進し、健全な財政運営に努めていただくよう要望し、本案に賛成いたします。

○議長 水野智見君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立により採決します。

議案第22号は原案のとおり決定することに賛成者の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

日程第29 議案第23号「令和7年度蟹江町水道事業会計予算」を議題とします。

本案は、去る3月12日に質疑が終わっていますので、直ちに討論に入ります。

○6番 板倉浩幸君

6番 日本共産党 板倉です。

議案第23号「令和7年度蟹江町水道事業会計予算」に反対の立場から討論いたします。

蟹江町水道使用料金は、県下でも海部南水に続き、高い水道料金であります。基本料金の見直しは今こそ考えなければならない水道料金であると考えます。住民から徴収をした水道料金を世代間の負担の公平を図るべきであり、水道料金の見直しを必要と考え、反対といたします。

○議長 水野智見君

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

○3番 志治市義君

3番 新風 志治市義です。

私は、賛成の立場から討論申し上げます。

水道事業においては、施設の老朽化が進む中、水需要の低迷により給水受益が減少し、依然続く物価の高騰により経費の増加に加え、県営水道料金の改定による受水費が増えたことにより、経営は依然として厳しい状況と聞いております。このような経営状況にありましても、予算書を見ますと経費の節減に努められ、安心・安全な水の安定供給を堅持された予算が編成されておると思います。将来にわたり、持続可能で強靱な水道事業の構築を図られる

ことを期待し、本議案に賛成いたします。

○議長 水野智見君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立により採決します。

議案第23号は原案のとおり決定することに賛成者の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

日程第30 議案第24号「令和7年度蟹江町下水道事業会計予算」を議題とします。

本案は、去る3月12日に質疑が終わっていますので、直ちに討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第24号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

ここで、下水道課長、保険医療課長、介護支援課長の退席と、給食センター所長、消防本部総務課長、こども福祉課長の入場を許可します。

入替えのため、暫時休憩します。

(午前11時01分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時02分)

○議長 水野智見君

日程第31 発議第4号「刑事訴訟法における再審に関する規定の改正を求める意見書の提出について」を議題とします。

提案説明を求めます。板倉浩幸君、ご登壇ください。

(6番議員登壇)

○6番 板倉浩幸君

発議第4号「刑事訴訟法における再審に関する規定の改正を求める意見書の提出について」、上記の意見書を別紙のとおり提出する。

令和7年3月14日提出。

提出者、蟹江町議会議員、板倉浩幸。

賛成者、同、山岸美登利、同、吉田正昭、同、伊藤俊一、同、佐藤茂、同、安藤洋一、同、飯田雅広。

読み上げて提案をさせていただきます。

刑事訴訟法における再審に関する規定の改正を求める意見書（案）。

えん罪は、無実の者を犯罪者として処罰することである。これは、国家による最大の人権侵害の一つである。

えん罪被害者を出さないような捜査権の行使が必要不可欠であることはもとより、えん罪被害者となった者を速やかに救済する制度の構築も非常に重要である。

ところが、現在の法制度においては、捜査機関が保有する証拠の開示及び利用に関する規定がなく、救済を求める者の再審請求を困難としている。そして、これらの証拠の保管及び保存のルールが不十分であり、無罪を示す証拠が破棄される危険性もある。

また、再審開始決定に対する検察官の不服申立が認められていることにより、審理の長期化が引き起こされている。

さらには、再審請求手続に関する規定が整備されておらず、裁判官による審理のばらつきが生じることによる「再審格差」が生じており、再審制度によって救済を求める者の手続保障が十分に確保されていない。

以上の次第であり、国に対し、えん罪被害者の速やかな救済のため、刑事訴訟法における再審に関する規定の改正により、下記の事項を実現するよう要望する。

記

1、再審請求手続において、捜査機関が保有する証拠の利用を可能とすることも含め、全面的に開示することを可能とする手続の制度化。

2、再審開始決定に対する検察官の不服申立を禁止すること。

3、再審請求手続の審理に関する手続規定を明文化すること。

4、証拠の保管及び保存のルールを明文化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月14日。

愛知県海部郡蟹江町議会議長、水野智見。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣。

以上、ご審議のほうよろしく願いいたします。

（6番議員降壇）

○議長 水野智見君

提案説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第4号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

日程第32 発議第5号「人権保障を担う保育・障害・介護職場で働く職員自身の人権が守られ、働き続けられる福祉職場にするために、賃金の引き上げと職員増員のための財政措置を求める意見書の提出について」を議題とします。

提案説明を求めます。吉田正昭君、ご登壇ください。

(8番議員登壇)

○8番 吉田正昭君

発議第5号「人権保障を担う保育・障害・介護職場で働く職員自身の人権が守られ、働き続けられる福祉職場にするために、賃金の引き上げと職員増員のための財政措置を求める意見書の提出について」、上記の意見書を別紙のとおり提出する。

令和7年3月14日提出。

提出者、蟹江町議会議員、吉田正昭。

賛成者、同、山岸美登利、同、伊藤俊一、同、佐藤茂、同、安藤洋一、同、飯田雅広、同、板倉浩幸。

朗読にての提案とします。

人権保障を担う保育・障害・介護職場で働く職員自身の人権が守られ、働き続けられる福祉職場にするために、賃金の引き上げと職員増員のための財政措置を求める意見書(案)。

保育・障害・介護職場での慢性的な人手不足は深刻な事態となっており、「募集しても人が来ない」状況が続いている。そのことは、現在働く職員に過重負担としてのしかかり、入職してもすぐに辞めてしまう、その後の人員が確保できないという負の連鎖に繋がっている。保育・障害・介護、どの職場でも「一人の職員が対応する人数が多く、呼ばれてもすぐに行って対応することができない」「事故がないように見守るだけで精一杯」など、現場から福祉の仕事のやりがいそのものを奪っている。また、保育現場では「おむつ交換などの排泄介助が十分にできない」介護職場では「人員が足りず入浴の回数を減らさざるをえない」など、誰にでも大切にされるべき尊厳が守られない、必要な支援を縮小せざるをえない状況が生まれている。

保育・障害・介護職場において、労働時間のほとんどは子ども・利用者と直接関わる時間である。食事や睡眠の時間は事故が起こりやすく、リスクが高まる時間でもある。「休憩時間もままならない」という声や、「夜遅くまで残って、事務作業をしている」という声も少なくない。不適切な支援や虐待の報道も相次いでおり、その背景には現場の余裕のなさがあると云々をえなない。多くの福祉・保育施設では過酷な状況のもと、職員のぎりぎりの努力があり、福祉の当事者の安全・安心が守られている。しかし、過重労働や休憩もまともに取ることができない労働者自身の身体や生活と、福祉の当事者の安全・安心が常にてんびんにかけているのは、労働者自身の人権も福祉の当事者の人権も守ることはできない。

国は「両立支援」を掲げ、育児介護休業法を改正した。しかし、保育・障害・介護職場において、代替職員の配置がなければ、施設を利用している人を放り出すことはできず、子どもが病気の際の休暇取得や時短勤務など、法律で謳われているような働き方をすることはできない。また、保育・障害・介護職場で働く労働者の多くが最賃近傍となっているため、最低賃金の引き上げは重要である。しかし保育の公定価格や障害・介護の報酬には最低賃金引き上げ分は見積もられておらず、それぞれの施設の努力だけで賃金の引き上げは困難であり、公的な財源で運営される保育・障害・介護職場において、国の方針に基づく人間らしく暮らせる賃金や働き方にしていくためには、国による財源措置が不可欠である。

よって、政府においては、下記の事項の実施を強く要望する。

記

- 1、すべての保育・障害・介護職場で働く職員の賃金を全産業平均並みに引き上げること。
- 2、保育の公定価格、障害・介護の報酬単価に、最低賃金の引き上げ分を上乗せすること。
- 3、改正育児介護休業法にもとづく両立支援のための代替職員を配置できる補助をすること。
- 4、福祉の当事者の安全と人権が守られ、福祉職員の休憩・休暇・事務時間が保障できるように、保育・障害・介護職場の人員増ができる財政措置をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月14日。

愛知県海部郡蟹江町議会議長、水野智見。

提出先、内閣総理大臣、厚生労働大臣。

よろしく申し上げます。

(8番議員降壇)

○議長 水野智見君

提案説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第5号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

日程第33 発議第6号「性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書の提出について」を議題とします。

提案説明を求めます。山岸美登利さん、ご登壇ください。

(2番議員登壇)

○2番 山岸美登利君

発議第6号「性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書の提出について」、上記の意見書を別紙のとおり提出する。

令和7年3月14日提出。

提出者、蟹江町議会議員、山岸美登利。

賛成者、同、伊藤俊一、同、佐藤茂、同、安藤洋一、同、飯田雅広、同、板倉浩幸、同、吉田正昭。

朗読にてご提案申し上げます。

性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書(案)。

性犯罪をした者に対して、矯正施設等において再犯防止プログラム等が実施されているが、出所後も地域社会において継続することが重要である。

令和5年3月、法務省は自治体向けに「性犯罪の再犯防止に向けた地域ガイドライン～再犯防止プログラムの活用～」を策定し、このガイドラインを踏まえて、性犯罪の再犯防止に都道府県等が主体となって取り組むことが期待されている。

性犯罪をした者の出所後の住所等については、法務省から情報提供を受け都道府県等が把握する仕組みはなく、実際に当事者に対して直接再犯防止の取組を行うことは困難であるため、一部の都道府県では、子どもに対して性犯罪をした者に、矯正施設等を出所する際に住所等の届出を求める条例を制定し、届け出られた情報をもとに、カウンセリングなどの再犯防止・社会復帰支援を行っている。

こうした条例に基づく届出の仕組みがなくとも各自治体が再犯防止の取組を効果的に進めるためには、国、自治体、関係機関等の連携や性犯罪をした者に係る情報の共有が極めて重

要であり、国からのより一層の支援が不可欠である。

よって政府は、次の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1、性犯罪をした者に対し、矯正施設等を出所した後も自治体による再犯防止プログラム等を受ける意義について啓発を図ること。

2、再犯防止プログラム等への参加につなげるため、性犯罪をした者が矯正施設等を出所する際に、当事者の住所等を任意で国に届け出る仕組みをつくり、届け出られた情報を自治体に提供すること。

3、自治体では、性犯罪の再犯防止に必要な知識や技術を十分に有していないことから、再犯防止に係る人材の育成について支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月14日。

愛知県海部郡蟹江町議会議長、水野智見。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、厚生労働大臣。

ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

(2番議員降壇)

○議長 水野智見君

提案説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第6号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

日程第34 「閉会中の所管事務調査及び審査について」を議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75号の規定により、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することにご

異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することに決定しました。

○議長 水野智見君

お諮りします。

精読となっていました発議第1号「蟹江町議会委員会条例の一部改正について」、発議第2号「蟹江町議会会議規則の一部改正について」、発議第3号「蟹江町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について」、議案第25号「蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」の計4案をこの際日程に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、4案を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

○議長 水野智見君

追加日程第35 発議第1号「蟹江町議会委員会条例の一部改正について」を議題とします。本案は精読となっていましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第1号を採決します。

お諮りします。

発議第1号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

追加日程第36 発議第2号「蟹江町議会会議規則の一部改正について」を議題とします。本案は精読となっていましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第2号を採決します。

お諮りします。

発議第2号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

追加日程第37 発議第3号「蟹江町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案は精読となっていましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第3号を採決します。

お諮りします。

発議第3号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

追加日程第38 議案第25号「蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」を議題とします。

本案は精読となっていましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第25号を採決します。

お諮りします。

議案第25号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(午前11時26分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時26分)

○議長 水野智見君

ただいま理事者側から、令和7年度一般会計予算に係る補正予算案を上程したい旨の申出がありました。

お諮りします。

理事者側から申出のありました令和7年度一般会計予算に係る補正予算案を、この際日程に追加し、議案第26号「令和7年度蟹江町一般会計補正予算（第1号）」として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

したがって、本案を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

○議長 水野智見君

追加日程第39 議案第26号「令和7年度蟹江町一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第26号「令和7年度蟹江町一般会計補正予算（第1号）」。

令和7年度蟹江町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ946万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ138億663万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月14日提出、蟹江町長、横江淳一。

8ページ、9ページのほうをお願いいたします。

今回の補正案につきましては、国の補助金を受けまして、物価高騰の影響を受ける子育て世帯を支援するため、令和7年4月から7月まで4か月分の給食費について、小中学校におきましては、保護者負担分を半額に減額し、保育所等におきましては、保護者負担分の半額相当分を特別給付金として支給するものであります。

詳細につきましては、後ほどの全員協議会でご説明させていただきます。

それでは、歳入予算でございます。

まず、13款分担金及び負担金、2項負担金、2目教育費負担金、補正額が2,170万3,000円の減額補正でございます。

内訳といたしまして、小学校給食費保護者負担金1,356万7,000円の減額、中学校給食費保護者負担金813万6,000円の減額でございます。

次に、15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、補正額が902万8,000円の増額補正でございます。

内訳といたしまして、重点支援地方交付金、保育所給食費等支援特別給付事業902万8,000円でございます。

それから、6目教育費国庫補助金、補正額が2,069万9,000円の増額補正でございます。

内訳といたしまして、重点支援地方交付金、学校給食費負担軽減事業2,069万9,000円でございます。

最後に、20款1項1目繰越金、補正額が144万2,000円の増額補正でございます。

内訳といたしまして、前年度繰越金144万2,000円でございます。

歳入につきましては、以上でございます。

続きまして、10ページ、11ページのほうをお願いいたします。

歳出予算でございます。

まず、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額が946万6,000円の増額補正でございます。

財源内訳は、特定財源の国庫補助金が902万8,000円、一般財源が43万8,000円でございます。

内訳といたしまして、役務費の口座振替手数料11万6,000円、補助金の保育所給食費等支援特別給付金935万円でございます。

次に、9款教育費、5項保健体育費、1目学校給食管理費、補正額はゼロ円でございます。

こちらは財源内訳の変更で、特定財源の国庫補助金を2,069万9,000円の増額、負担金を2,170万3,000円の減額、一般財源を100万4,000円増額するものでございます。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、ここで、暫時休憩とします。

直ちに全員協議会を開催しますので、全員協議会は協議会室にて行いますので、移動のほうをお願いします。

暫時休憩とします。

(午前11時32分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時44分)

○議長 水野智見君

議案第26号「令和7年度蟹江町一般会計補正予算（第1号）」の提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第26号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

これで本定例会の会議に付議された事件は全て議了しました。

ここで、閉会の前に、横江町長より、任期満了に伴う挨拶の申出がありましたので、許可します。

横江町長、ご登壇ください。

(町長登壇)

○町長 横江淳一君

議長のお許しをいただきました。大変貴重な時間をお借りをいたしまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

今ご案内のように、私の任期が3月、やってまいります。もっぱら本当に浅学非才な私をしっかりとお支えをしてくれた議員の皆様方に感謝を申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。

また、うちの職員もしっかりと町政に真摯に向き合って、住民の安心・安全をしっかりと担保するとともに、住みやすい蟹江町をつくり上げてきたこれのあかしだというふうに思っております。

私自身、平成7年の4月2日から町長職に就かせていただきました。あっという間の5期20年であります。長過ぎた20年なのか、それとも充実した20年なのか、この先、結果がしっかり出てくると思いますが、過日、昨年でありますけれども、議員各位からもう1期やるわ

けにはいかないかと、やってみたらどうだという要望をいただきました。そのときにもしっかりここでお答えさせていただいたのは、町民の皆さんの負託があれば、まだ一部やり残したことがあります。ただ、そうはいつでもやっぱり年齢、それと多選、いろんなご批判もあるかというふうに思っています。

そんな中で、時代につなぐような新たな政策もこれからしっかり出していかなきゃいけませんし、今日全てのまず議題が議決をいただいたことに関しまして、感謝を申し上げたいと思いますし、新たな時代に向ける新しい予算も、骨格予算プラス補正予算でまたご提案をいただければありがたいと思いますし、私も補正予算で皆様方にご提案をさせていただくことがたくさんあるというふうに思っております。

思い起こせば、いつも話の中でこの蟹江町136年の歴史を持つ歴史文化、伝統の深いまちであります。これを船に例えるとという話を職員にもさせていただいています。築136年の船ではありますけれども、新たな乗員、乗客を乗せるべく、今蟹江港に帰港してまいりました。今日お認めをいただいた予算、これを燃料、資材と捉えるならば、満タンにはできないかも分かりませんが、まずは十分な燃料を入れ、そして新たな乗員、乗客を迎え、船長は、古いんですけどもしっかりとしたデータのもと、新しい機材を入れながら新たな航海にこれから向かおうとしています。若干の波があるかも分かりませんが、非常に安定したこの蟹江丸を皆さんと一緒に協働のまちづくりという旗印の下、進めてまいりたいというふうに考えてございます。また、新たな年を迎え、そしてまた、新たな寄港地を探しながら航海を続け、また、必ずや成果をもってこの蟹江港に帰港してまいりますように、しっかりと頑張っってやってまいりたいと思います。

終わりになりますけれども、議員の皆様方のますますのご活躍とこの蟹江のいやさかを心よりご祈念申し上げ、まずは退任のご挨拶、そして感謝のご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございます。ご清聴ありがとうございました。

○議長 水野智見君

ありがとうございました。

これをもちまして、本日の会議を閉じます。

以上で令和7年第1回蟹江町議会定例会を閉会します。

(午前11時49分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

蟹江町議会議長	水野智見
蟹江町議会副議長	飯田雅広
10番議員	富田さとみ
11番議員	伊藤俊一